

- 1. 個人情報の取得方法の表示** フォーシーズ株式会社は適法かつ公正な手段により個人情報を取得いたします。(1) 本人から直接同意を得る取得。(2) 来訪者記録用ビデオでの取得。(3) 保険代理業務での申し込み情報での取得。(4) カスタマーサポートセンターによる口頭での本人情報の取得。
- 2. 個人情報の利用目的の表示** フォーシーズ株式会社は、次の利用目的の範囲内でお客様から取得した個人情報を利用いたします。個人情報に含まれる本籍地等の機微情報は、特に厳重に管理します。(1) 申し込みに関わる保証契約の引受け審査、履行、お客様へ連絡を取る為の連絡先及びそれに付帯するサービスの提供。(2) お客様からのお問い合わせがあった際、関連する内容を照会し、お答えするため。(3) 当社が取り扱う可能性のある新しいサービスの開発のため。(4) 提供するサービスの資料の送付、ご案内など。(5) 当社のサービスの利用状況及び利用環境を含む市場調査のため。
- 3. 情報提供先および共同利用の可能性のある先・項目・手段** フォーシーズ株式会社は、上記 2. の利用目的の範囲内で、次のとおり個人情報の提供および共同利用を行うことがあります。(1) 共同利用先 ・不動産業者 ・家主 ・保証会社 ・収納代行機関 (2) 提供先 ・官公庁 ・弁護士 ・金融機関 ・サビサー ・ローンクレジット会社 ・リース会社 ・収納代行機関 ・保険会社 ・保証会社 ・信用情報機関 ・家主 ・不動産業者 ・連帯保証人 ・本人の身内関係 ・本人の勤務先関係 (3) 項目 ・契約の有無 ・住所、氏名、電話番号、勤務先等、上記 2. の利用目的に必要な個人情報の項目 ・賃借料支払状況に関する情報 ・保険契約に関する情報 (4) 手段 ・書面(郵送)、電話、電子メール
- 4. 個人情報提供先の範囲** お客様の個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除き、いかなる第三者にも提供いたしません。(1) 個人情報の直接取得時にお客様から同意をいただいている場合。(2) 上記 3. 情報提供および共同利用にあたる場合。(3) お客様個人が識別できない状態にしている場合。(4) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき。(5) 国の機関もしくは地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。(6) 法令に基づく場合。(7) 本人である個人が第三者に不利益を及ぼすと判断される場合。(8) 裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、特定の個人情報の開示を求められた場合。
- 5. 個人情報の委託について** フォーシーズ株式会社は、メールマガジン発信、ホームページ更新、システム開発、運用などのために必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することがあります。

- 6. 登録情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加又は削除、利用又は提供の拒否権等** フォーシーズ株式会社は、個人情報をできるだけ正確かつ最新の内容で管理します。お客様からお申し出があったときは、利用目的の通知、開示、訂正・追加又は削除、利用又は提供の拒否権等には適切に対応し、手続きを行います。
- 7. 情報提供の任意性** お客様の個人情報の提供は任意ですが、ご提供のない場合は、当社からのサービス、情報の提供、契約の締結ができない場合があることを予めご了承ください。
- 8. 当社へのご意見、苦情について** フォーシーズ株式会社 お客様相談窓口 フリーダイヤル 0120-565-906
個人情報管理責任者 取締役 経営管理部 安河内葵
- 9. 開示等の請求手続き** お客様の個人情報についての「利用目的の通知、開示、訂正・追加又は削除、利用又は提供の拒否権」(以下、開示等)という手続きは、上記の「お客様相談窓口」にて対応いたします。当社は、ご本人からのご請求により、以下の方法でご本人の個人情報の開示等をさせていただきます。(1) お客様より開示等の請求のお申し出の際に、お名前・住所・生年月日・電話番号・当社との取引のあった時期・内容(対象物件名・部屋番号等)を確認させていただきます。(2) 当社とのお取引の事実を確認後、現住所に「個人情報開示請求書」を郵送いたします。必要事項をご記入の上、必要書類を同封し、お申し込みください。(3) 本人確認書類は、公的証明書(運転免許証のコピー・パスポートのコピー・住民票等)のご提出をお願いします。(4) 個人情報開示の手数料は、情報1件につき保証契約書に記載の項目情報は1,000円(税別)、それ以外の情報(賃借料支払状況等)は2,000円(税別)です。手数料は、当社指定口座への銀行振込(振込手数料お客様負担)でお願いします。(5) ご郵送いただく書類 ・個人情報開示請求書 ・本人確認書類 ・手数料振込の領収書 (6) ご郵送いただいた書類を確認後、原則として2週間程度で、書面にて回答いたします。(7) 開示等請求については、業務の遂行に支障があると判断される場合は回答を制限させていただく場合があります。

以上

加盟する認定個人情報保護団体について
当社は、個人情報の保護に関する法律に基づく下記の認定個人情報保護団体の会員になっております。
認定個人情報保護団体では、会員の個人情報の取り扱いについての苦情・相談を受け付けております。
【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】
個人情報保護苦情相談室
相談受付電話番号 0120-700-779
ホームページアドレス <https://www.jipdec.or.jp/>

4cs フォーシーズ株式会社 TEL 03-3434-3725 代 FAX 03-5408-6569
〒105-0004 東京都港区新橋 5 丁目 13-7 <https://www.4cs.co.jp>
申し込みお問い合わせフリーダイヤル **0120-17-1143** ご意見・ご要望フリーダイヤル **0120-565-906**



【集金代行約款(口座振替)】～口座振替をご利用の方～

第1条 (約款の趣旨)

本約款は、貸借人(甲)と貸借人(乙)との間で締結する不動産賃貸借契約(以下「原契約」といいます。)に基づく乙の甲に対する賃料等、変動費及び更新料(但し、更新料は住み替えかんたんシステム保証契約書による場合のみ。以下「原契約債務」といいます。)のお支払い及び原契約債務の保証を目的とする甲、乙、連帯保証人(丙)及びフォーシーズ株式会社(以下「当社」といいます。)との間の「住み替えかんたんシステム保証契約書」又は「ビジネスサポートシステム保証契約書」いずれか適用のあるもの(以下「フォーシーズ保証契約書」といいます。)による契約(以下「フォーシーズ保証契約」といいます。)に基づく乙の当社に対するお支払いのうち、ジャックス株式会社(以下「ジャックス」といいます。)の集金代行システムを利用した当社の決済サービス(以下「本サービス」といいます。)によるお支払いに関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
なお、本約款に定める場合を除き、本約款の用語は、フォーシーズ保証契約における用法に従うものとします。

第2条 (フォーシーズ保証契約)

- 乙は、フォーシーズ保証契約の内容を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。
- 本約款がフォーシーズ保証契約と異なる定めをしている場合には、本約款が優先するものとします。

第3条 (ご利用のお申込み)

乙は、本サービスの利用を希望する場合、当社の指定する申込書に所定の事項を記入・押印して当社に提出することにより申込みを行うものとします。

第4条 (集金代行による振替)

- 本サービスの利用にあたり、甲及び乙は、原契約債務の支払について、当社がジャックスに対して集金代行業務を委託することを了承するものとします。
- ジャックスは、毎月一定の日(休業日にあたる場合は翌営業日)に、原契約債務の支払に必要な金額を当社に立替払するものとし、毎月27日(休業日にあたる場合は翌営業日)(以下「賃料等振替日」といいます。)に当該額を乙が予め指定した金融機関(以下「指定金融機関」といいます。)の口座(以下「指定金融口座」といいます。)から振り替えることとします。

第5条 (原契約債務の支払期限)

乙は、原契約の規定にかかわらず、前条第2項の振替により、毎月27日までに翌月分の賃料等を支払うものとします。

第6条 (手数料)

乙は、本サービスの利用料として、当社に対し、口座振替 1 回あたり 300 円(税別)を支払うものとします。

第7条 (保証債務の履行)

乙の指定金融口座の口座残高が振替金額に満たなかった又はその他指定金融口座からの振替請求が金融機関により拒否されたことにより第4条第2項の振替ができなかった場合は、フォーシーズ保証契約第14条第1項の規定にかかわらず、同契約に基づく当社による保証債務の履行がなされたものとします。

第8条 (連帯保証債務の履行)

前条に基づき当社の保証債務の履行がなされたときは、乙及び丙は、当社に対し、保証債務履行額及びこれに対する不奏功となった賃料等振替日の翌日から支払済みまで年 14.6% (年 366 日の日割計算) の遅延損害金、その他弁済に要した費用(振込事務手数料1回 800 円(税別)を含みます。)の全額を直ちに償還するものとします。

第9条 (年間保証委託料)

フォーシーズ保証契約第9条第3項に定める「保証債務を履行した回数」は、第4条第2項の振替ができなかった回数をいいます。

第10条 (届出事項の変更)

乙は、当社、ジャックス及び指定金融機関への届出事項に変更があった場合は、速やかに届け出るものとします。

第11条 (解約)

本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ①乙が当社所定の手続きにより本サービスの解約を申し出たとき
- ②フォーシーズ保証契約が終了したとき
- ③乙が次条の本約款の改正に同意されないうとき
- ④当社が本サービスの解約を申し出たとき
- ⑤当社が本サービスを営むことができなくなったとき

第12条 (本約款の変更)

- 1 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは改正されることがあります。
- 2 改正の内容が、乙の権利を制限し、又は新たな義務を課することとなる場合には、その内容を通知させていただきます。
- 3 前項の通知は、改正の影響が軽微であると当社が判断する場合には、当社ホームページ等への掲載によって代える場合があります。
- 4 第2項の通知又は前項の掲載が行われた後、乙から所定の期日までにご異議のお申出がない場合は、本約款の変更にご同意いただいたものとさせていただきます。

以上

お申し込みFAX 0120-88-1443

ビジネスサポートシステム保証申込書

※賃貸借契約の家賃支払日が当月払のものはお受け出来ません。
 ※尚、集金代行をご利用の場合は家賃支払日が前月の27日(集金代行約款に基づく)。
 ※契約番号の発行がない限り本契約は成立いたしません。
 ※尚、本契約書がフォーシーズ様に送達され且つ初回保証委託料の入金が確認された以降においてのみフォーシーズ様の責任が生じます。(契約条項第1条および第3条参照)

申込日 20 年 月 日 切り離してFAXください。

※初回保証委託料は、審査結果報告時にお知らせしますので、その際にご記入ください。
 ※右記の赤字内全ての金額欄(金額欄は右つめ)の訂正はできません。

☒ 管理会社 ☐ 仲介会社 (どちらかに✓を付けてください。)

〒101-0002 東京都千代田区外神田5-4-9

ハニー外神田第2ビル5F

社名 株式会社 アップスタイル

TEL 03-5818-7868 FAX 03-5818-7868

担当 担当 担当

☐ 無し ☐ 管理会社 ☐ 仲介会社

社名 電話

担当

☐ 普通借家 ☐ 定期借家 (☐ 一年未満 ☐ 一年以上) 賃貸借 20 年 月 日から 20 年 月 日まで

☐ 住居 ☐ 社宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ SOHO ☐ 貸地 ☐ 倉庫 ☐ 工場

限定保証 ☐ 適用する 29条参照 ☐ 専有面積 間取り K DK LDK

使用用途 所在地 物件名

居室 居室

税込金額		内消費税	
賃料			
管理・共益費			
駐車場使用料			
水道費			
町費			
変動費上限			
合計(合計基準額)			
敷金(保証金)			
礼金			
敷金(保証金)償却			
集金代行を ☐ 利用する (引落日 27日・決済サービス料 300円(税別))			
※WEBシステムにて集金代行に関する手続きを行うのは ☐ 管理会社 ☐ 賃貸人 です			
解約予告期限 ヶ月前			
賃料支払日 前月 日			

私(賃借人)は、「フォーシーズ株式会社プライバシーポリシー」に同意し、「保証サービスに関する重要事項」を確認の上、申込みます。 ※本申込書は、賃借人(入居者様)がお持ち帰りください。 審査により保証をお受けできない場合がございます。 ※全ての項目にご記入が無い場合、審査をお受けできません。

法人名(屋号)	フリガナ	お申し込み時にはご捺印は不要です。ご契約時に契約書①、②、③にご捺印ください。	法人番号	
代表者	フリガナ	※外資の場合はパスポートと顔写真を添付してください。	担当者名	
本社所在地	〒 都 道 府 県		資本金	円
乙が個人事業主の場合の代表者情報(乙が法人の場合は丙1にご記入ください。)	現住所 性別 男・女 生年月日 年 月 日 配偶者 有・無 電話 () 携帯 ()		業種	
	※アパート・マンション名を必ず明記してください。 ☐ 自己所有 ☐ 賃貸 ☐ 家族所有		保険種類	火災 地震 盗難 水災 火災 地震 盗難 水災

☐ 連帯保証人(法人の場合の代表者※必須) ☐ 個人事業主の連帯保証人予定者 ☐ 緊急連絡先 ※必ずいずれかにチェックを入れてください。	
フリガナ	お申し込み時にはご捺印は不要です。ご契約時に契約書①、②、③にご捺印ください。
氏名	性別 男・女 生年月日 年 月 日 歳
現住所	配偶者 有・無 電話 () 携帯 ()
勤務先	統 柄 携 帯 ()
死亡時又はお一人で身動きがとれなくなった場合のご親族の緊急連絡先 ※必須	氏名 住所 統 柄 電話 () 携帯 ()

☐ 連帯保証人(社宅の場合の入居者※必須) ☐ 連帯保証人予定者 ☐ 緊急連絡先 ※必ずいずれかにチェックを入れてください。	
フリガナ	お申し込み時にはご捺印は不要です。ご契約時に契約書①、②、③にご捺印ください。
氏名	性別 男・女 生年月日 年 月 日 歳
現住所	配偶者 有・無 電話 () 携帯 ()
勤務先	統 柄 携 帯 ()
死亡時又はお一人で身動きがとれなくなった場合のご親族の緊急連絡先 ※必須	氏名 住所 統 柄 電話 () 携帯 ()

賃借人(甲) 氏名	フリガナ	こちらは申込書になりますので契約書①、②、③に賃借人様のご捺印、契約書①にご住所の記入をお願い致します。
株式会社 アップスタイル		

4e's

お申込書と併せてFAXお願い致します。ご署名頂いた本書をコピー(控え)し、賃借人様(入居者様)へお渡しください。



保証サービスに関する重要事項

フォーシーズ株式会社の保証サービスに関する重要事項を下記に記載致します。本契約の申込・締結にあたって、ご理解いただくことが特に大切な事項ですので、ご確認をお願い致します。下記の内容をよくお読みになり、ご了承いただいたうえで申し込み・ご契約をお願い致します。

1. 申込先の保証会社について

保証会社：フォーシーズ株式会社(以下「当社」といいます) 所在地：東京都港区新橋5丁目13-7
登録番号：国土交通大臣(1)第7号 登録日：2017年12月21日
問合せ先：03-3434-3725

2. 保証の範囲及び限度額について

賃借人様が申し込まれる不動産賃貸借契約の支払債務のうち、下記の債務について、当社が賃借人様に対して保証致します。但し、下記③乃至⑥については、住み替えかんたんシステムの場合にのみ保証するものとし、合計して賃料2ヶ月分をその上限とします。(本契約第6条)

- ①月額固定費(本契約書表記載の賃料、管理費・共益費、駐車場使用料その他の本契約書固定費欄に記載の定額の金員)
- ②変動費(本契約書変動費上限欄に記載の金額を月額の上限とします)(使用量等に応じて月額が変動する水道費・光熱費等)
- ③更新料(法定更新の場合は含みません)
- ④早期解約違約金
- ⑤原状回復費用(本契約書所定の条件を満たしたもの)
- ⑥賃料等相当損害金(賃貸借契約終了後、不動産明渡しまでの期間(最長48ヶ月に限定されます)の月額固定費に相当する損害金)

3. 保証期間

本契約は、原則として、不動産賃貸借契約の契約期間の開始と同時にその契約期間を開始し、不動産賃貸借契約の有効期間中に限り存続します。本契約における保証は、当社が本契約書を含む必要書類及び保証委託料等を受領した時点から開始し、本契約の終了又は賃借人様の不動産明渡し完了により終了します。(本契約第3条及び第7条)

但し、ビジネスサポートシステムにおいて限定保証を選択された場合は、不動産賃貸借契約の終了時又は賃借人様が支払を怠った賃料等及び変動費の合計額が賃料3ヶ月分以上に達した時のいずれか早い時に本契約における保証が終了します。(ビジネスサポートシステム契約条項第29条)

4. 保証委託料について

保証サービスのご利用にあたり、下記の保証委託料をお支払いいただきます。

①初回保証委託料(本契約第8条)

基本額は、月額固定費及び変動費上限額の合計額(以下「合計基準額」といいます。)の1ヶ月分です。

(最低保証委託料 35,000円)

②年間保証委託料(本契約第9条)

基本額は、合計基準額の1ヶ月分です。(但し、1ヶ月分の合計基準額が35,000円未満のときは、35,000円)

《年間保証委託料の割引サービス》

家賃延滞回数が0回及び1回の場合は10,000円に、家賃延滞回数が2回の場合は30,000円に割引致します。家賃延滞回数が3回以上の場合は、割引はございません。なお、家賃延滞回数は保証年ごとに数えるものとします。

5. 本契約が1年の保証年の中で終了することとなった場合の保証委託料の返還について

本契約が保証年の中で終了した場合、お支払いいただいた初回保証委託料及び年間保証委託料は、契約終了事由の如何を問わず、返還されません。(本契約第8条第2項、第9条第2項)

6. 賃料等や変動費などの延滞時のお取扱いについて

(1) 延滞時の基本的なお取扱いについて

賃借人様が2.の保証範囲に含まれる金員の支払を延滞されたときは、賃借人様へ特段の連絡をすることなく、当社から直接賃借人様への支払を行います。(本契約第14条第1項)

但し、当社による賃借人様への支払は、賃借人様ご自身によるお支払と同視されるものではございませんので、賃借人様ご自身によるお支払がない限り、不動産賃貸借契約が解除されるなどの不利益を受けることがあります。

(2) 不動産賃貸借契約の解除について

①賃借人様による解除

賃借人様が賃料の支払を3ヶ月分以上怠ったときは、賃借人様は、無催告にて不動産賃貸借契約を解除することができることになります。

(本契約第13条第4項)

また、このほかにも、不動産賃貸借契約の定めに基づき、不動産賃貸借契約が解除されることがあります。

②当社による解除

賃借人様が支払を怠った賃料等及び変動費の合計額が賃料3ヶ月分以上に達したときは、当社は、無催告にて不動産賃貸借契約を解除することができることになります。(本契約第13条第1項)

(3) 求償権の行使について

賃借人様の延滞により当社が賃借人様に代わって賃借人様に支払をした場合には、当社は、賃借人様に対する求償権を取得し、賃借人様には、以下の額の金員につき当社への支払義務が発生致します。(本契約第14条第2項)

①当社が賃借人様に支払った2.の額

②賃借人様が支払を延滞されたときから年率14.6%(年366日の日割計算)の割合による遅延損害金

③①の支払に要した費用(振込事務手数料1回あたり800円(税別)を含みます)

7. 事前求償について

当社は、賃借人様が2.の保証範囲に含まれる金員の支払を怠ったなどの求償金の保全を必要とする事情があるときは、賃借人様への支払前であっても、賃借人様及びその連帯保証人様に対して、事前に求償権を行使することができます。(本契約第16条)

8. その他の事項について

(1) 不動産の明渡しにかかる費用の負担について

不動産賃貸借契約が終了したにもかかわらず、賃借人様による不動産の明渡しがないときは、賃借人様に、下記の内容について当社へのお支払義務が発生致します。(本契約第15条第1項)

①法的な手続費用(不動産の明渡しにつき、法的な手続を要する場合)(本契約第17条第3項)

②動産類の搬出・処分にかかる費用(本契約第19条第2項)

③動産類の保管料月額1万円(税別)(本契約第19条第2項)

(2) 特別預託金について

当社は、当社が特に必要と認める場合、賃借人様の当社に対する支払義務を担保するため、賃借人様に特別預託金の預託を求めることがあります。(本契約第2条)

また、ビジネスサポートシステムにおいて、不動産賃貸借の目的物件が貸地、倉庫又は工場の場合、限定保証のときを除き、目的物件の面積1坪あたり1万円の特別預託金の預託が必要となります。(ビジネスサポートシステム契約条項第2条第2項)

重要事項の説明を受けて、内容を理解しましたので下記に署名致します。

4e's

重要事項の説明を行った代理店様名				ご担当者様	
日付	20	年	月	日	賃借人様(入居者様) 署名欄(フルネーム)
法人契約の場合は法人様とご担当者様を記入ください。				ご担当者様	